

マイナンバーカード取得のご協力について

本学では、学生サービスの向上を図るため、デジタルキャンパス化を推進しております。その一環として、マイナンバーカードを活用した取り組みを実施しています。本学の入学予定者につきましては、マイナンバーカード取得のご協力をお願いします。

なお、マイナンバーカードの活用は、マイナンバーカードの空き領域に学生番号を記録し、その学生番号の情報を利用するものであり、マイナンバー（個人番号）を利用するものではありません。

○マイナンバーカードをどのように活用するのか

＜令和3年度学部入学者から実施＞

- ・授業出席登録（入学時に全員に配付する学生証でも出席登録はできます。）

○マイナンバーカードを取得するには

- ・マイナンバーカードの交付申請を行います。

地方公共団体情報システム機構「マイナンバーカード総合サイト」のマイナンバーカード交付申請のページをご覧ください、申請してください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/>

スマートフォンやパソコンから申請できます。

- ・住民票のある市区町村から交付通知書が届いたら、受け取りに行きます。

地方公共団体情報システム機構「マイナンバーカード総合サイト」のマイナンバーカードの受け取りのページをご覧ください、受け取ってください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/receive/>

- ・マイナンバーカードを取得するには1～2か月程度かかりますので、早めの手続きをお願いします。
- ・マイナンバーカードを取得した後に入学等で転出した場合（住民票を移した場合）、住民票移動先の市町村において転入届と併せてマイナンバーカードの記載内容の変更手続きが必要となります。
- ・マイナンバーカードを申請中に入学等で転出した場合（住民票を移した場合）、マイナンバーカードを受け取ることができなくなりますので注意してください。

地方公共団体情報システム機構「マイナンバーカード総合サイト」のよくあるご質問を参照してください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/faq/>

○マイナンバーカードを紛失したときは

- ・マイナンバーカードを紛失したときは、次へ電話してください。

（紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受付）

「マイナンバー総合フリーダイヤル」TEL 0120 - 95 - 0178

又は、「個人番号カードコールセンター」TEL 0570 - 783 - 578

カードの一時利用停止措置が取られ、カードの第三者による、なりすまし利用を防止できます。

- ・併せて、警察に遺失届を提出していただき、受理番号を控えてください。その後、住民票のある市区町村へ届け出をしていただき、マイナンバーカードの再発行の手続きを取ってください。
- ・地方公共団体情報システム機構「マイナンバーカード総合サイト」の次のページもご覧ください。

【紛失・一時停止／セキュリティ】

<https://www.kojinbango-card.go.jp/security/>

【よくあるご質問 紛失・拾得について】

<https://www.kojinbango-card.go.jp/faq/>

【お問合せ先】山形大学エンrollment・マネジメント部学生支援課学生支援担当

TEL：(023) 628 - 4585